



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

923	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
924	〃	(〃).....	2
925	〃	(〃).....	2
926	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(〃).....	3
927	〃	(〃).....	3
928	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	4
929	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更	(障害福祉課).....	4
930	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更	(〃).....	5
931	〃	(〃).....	5
932	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	5
933	保安林予定森林	(〃).....	5
934	〃	(〃).....	6
935	〃	(〃).....	6
936	保安林の指定	(〃).....	7
937	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
938	道路の供用開始	(〃).....	8
939	道路の区域変更	(〃).....	8
940	道路の供用開始	(〃).....	9
941	道路の区域変更	(〃).....	9
942	道路の供用開始	(〃).....	9
943	道路の位置の指定	(都市政策課).....	9
944	〃	(〃).....	10
945	〃	(〃).....	10

○ 公告

	和歌山県和歌山マリーナ及び和歌浦漁港指定漁港施設における指定管理者の募集	(港湾空港振興課).....	10
--	--------------------------------------	----------------	----

告 示

和歌山県告示第923号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年10月3日まで縦覧に供する。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成23年8月3日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山県商業教育研究会

3 代表者の氏名

宮下和己

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市砂山南3丁目3番地94号

5 定款に記載された目的

この法人は、商業教育に関する学術並びに教育方法の研究を進め、商業教育の振興を図ることを目的とする。また地域社会に対し、商業教育の振興研究に関する事業を行い、児童生徒の職業能力の開発を支援するとともに、行政・地域との連携を通じて地域経済の発展と活性化に寄与する。

和歌山県告示第924号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成23年10月4日まで縦覧に供する。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年8月4日

2 名称

特定非営利活動法人アグリビジネスサポート

3 代表者の氏名

及川智正

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市黒田17番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、農業を志す人すべてに対して、農業に関する相談、支援等の事業を行い、農業従事者の増加を促進し、環境への配慮、食の安全を考えながら、農業および地域の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第925号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成23年10月17日まで縦覧に供する。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年8月16日

2 名称

特定非営利活動法人明るい故郷を創ろう会

3 代表者の氏名

杉若恵

4 主たる事務所の所在地

和歌山県御坊市菌350番地15 大浜ビル2F

5 定款に記載された目的

この法人は、地域に居住する住民や農業者、商工業者に対して、地域の活性化につながるサービスや支援事業を行い、明るい故郷の創造・発展に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第926号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年9月27日まで縦覧に供する。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年7月27日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山ケアマネージャーの会

3 代表者の氏名

市原正登

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市舟津町三丁目32番地の3 パレ・ロワイヤル舟津1階

5 定款に記載された目的

この法人は、地域利用者に対して、住み慣れた社会において安定かつ充実した日常生活が継続できるよう、専門職と地域ボランティアによる総合的なネットワーク作りと、質の高い福祉サービスの提供に関する事業を行い、自立共生社会の構築と地域福祉の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第927号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年10月11日まで縦覧に供する。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年8月9日

2 名称

特定非営利活動法人食と健康を考える会

3 代表者の氏名

野村太兵衛

4 主たる事務所の所在地

和歌山県御坊市菌743番地

5 定款に記載された目的

この法人は、日高地方で栽培又は自生している薬用植物、山菜、地域農産物等を利用して、安全で且

つ、栄養豊かな健康食品及び料理法を開発し、郷土の特産物として紹介すると共にスローフードの普及に努め、その情報を地域内外へも発信し、地域振興と共に広く食文化の発展に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第928号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成23年8月17日指定した。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	実話マッドマックス 9月号	15279-09	コアマガジン
月刊誌	BLACKBOX 9月号	17843-9	三英出版
月刊誌	ブブカ 9月号	17885-09	コアマガジン
月刊誌	漫画実話ナックルズ 9月号	18421-9	ミリオン出版
月刊誌	劇画マッドマックス 9月号	03369-09	コアマガジン
月刊誌	黄金のGT 9月号	12259-09	晋遊舎
月刊誌	実話BUBKAタブー 9月号	05375-09	コアマガジン
雑誌	黄金のGTタブー vol.10	63427-60	晋遊舎
雑誌	BXスペシャル増刊 2011盛夏号	17844-9	三英出版
雑誌	増刊ナックルズ チェリーズ	04878-9	ミリオン出版
雑誌	タトゥー・トライバル vol.47	67787-74	富士美出版
コミック	麗人 9月号	09613-9	竹書房
コミック	恋愛チェリーピンク 9月号	17744-9	秋田書店
コミック	恋愛白書パステル 9月号	19625-09	宙出版
コミック	ジャンクボーイ なつやすみ号	18356-09	リブレ出版
コミック	ドラ 9月号	16695-09	コアマガジン

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第929号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービス	変更事項	変更前	変更後	変更年月日

		の種 類				
3012300 061	通園くじら	児童デイサ ービス	事業所の所在地	新宮市木ノ川 木ノ川 区民会館	東牟婁郡那智勝浦町勝 浦342番地	平成 23.7.10

和歌山県告示第930号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
藤井薬局	和歌山市神前136-6	医療機関の名称変更	藤井薬局神前店	藤井薬局	平成 23.8.1

和歌山県告示第931号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
藤井薬局	和歌山市神前136-4	医療機関の所在地変更	和歌山市神前136-6	和歌山市神前136-4	平成 23.8.16
		開設者の変更	藤井文博	細川二美	

和歌山県告示第932号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町江住字古々谷1037の61・1037の62（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1038の2
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第933号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡串本町上田原字野ヲ瀬2601の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字野ヲ瀬2601の2 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第934号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町松根字惣谷ノ世戸2090から2092まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字惣谷ノ世戸2090から2092まで (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第935号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市上秋津字川中口1405
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇川中口1405 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第936号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字小匠字板井1316から1319まで、1321の1、1334の1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第937号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡北山村大字大沼字津越 461番4地内	旧	5.90 } 13.20	87.50	
同上	新	10.50 }	87.50	

17.80

和歌山県告示第938号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 東牟婁郡北山村大字大沼字津越461番4地内

供用開始の期日 平成23年8月26日

和歌山県告示第939号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
有田郡有田川町大字宇井苔39番2地先から同町大字修理川1505番3地先まで	旧	4.70 } 86.50	4,221.60	滝尻橋 L=7.30 無名橋 L=3.60 苔口橋 L=19.00 湯船橋 L=10.50 苔橋 L=40.00
有田郡有田川町大字宇井苔52番地先から同町大字修理川1494番地先まで	旧	8.50 } 82.05	3,446.00	宇井苔橋 L=30.00 滑橋 L=60.00 木瀬戸大橋 L=182.00 円堂橋 L=57.70 堂毛橋 L=93.00 長野橋 L=32.00 カジヤ橋 L=15.00 滝谷橋 L=43.00 寒風橋 L=47.00 宇井苔トンネル L=982.00 寒風トンネル L=238.00
同上	新	8.50 } 82.05	3,446.00	同上

和歌山県告示第940号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字宇井苔52番地先から同町大字修理川1494番地先まで

供用開始の期日 平成23年8月26日

和歌山県告示第941号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 有功天王線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市六十谷字川原畑354番6地先から同市六十谷字川原畑356番2地先まで	旧	4.15 } 4.90	30.00	
和歌山市六十谷字川原畑354番6地先から同市六十谷字川原畑360番地先まで	新	4.15 } 9.93	52.00	

和歌山県告示第942号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 有功天王線

供用開始の区間 和歌山市六十谷字川原畑354番6地先から同市六十谷字川原畑360番地先まで

供用開始の期日 平成23年8月26日

和歌山県告示第943号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3140	橋本市柏原字野畑416番15の一部、420番1の一部、420番2の一部	奈良県五條市田園二丁目2番の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 23.8.17	6.00	28.63
				5.00	12.65

和歌山県告示第944号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3128	海南市重根字岡229番4、229番6の一部、229番7の一部、230番の一部	海南市重根229-1 岸岡廣美	平成 23.8.17	7.30	39.92
				8.70	

和歌山県告示第945号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3152	有田市宮原町新町字長手178番2の一部	有田市箕島56番地2 株式会社ありだ住宅情報センター 代表取締役 寺杣嘉彦	平成 23.8.17	6.00	41.32

公 告

公 告

県が設置する公の施設「和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）、同（クルーザーマリーナ）及び和歌浦漁港指定漁港施設」における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成23年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定管理者の指定

公の施設の管理については、次に掲げる施設ごとに指定管理者の募集及び指定を行うものとする。

- (1) 和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）
- (2) 和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）
- (3) 和歌浦漁港指定漁港施設

2 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）
 - ア 所在地 和歌山市毛見字馬瀬1514番地
 - イ 区域 陸域面積 19,105㎡ 水域面積 28,355㎡
- (2) 和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）
 - ア 所在地 和歌山市毛見字馬瀬1530番地の一部
 - イ 区域 陸域面積 21,418㎡ 水域面積 43,598㎡
- (3) 和歌浦漁港指定漁港施設
 - ア 所在地 和歌山県和歌山市和歌浦出島の一部
 - イ 区域 陸域面積 54,133㎡ 水域面積 156,140㎡
- 3 指定管理者が行う業務内容
 - (1) 施設の運営に関する業務
 - (2) 施設の維持管理に関する業務
 - (3) その他募集要項に記載する業務
- 4 指定管理者の指定管理期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 5 申請資格
 - (1) 和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ又はクルーザーマリーナ）において申請資格を有する者は、指定管理期間中、同施設を安全円滑に管理運営し、かつ、和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）第1条に規定する設置目的をより効果的、効率的に達成することのできる法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。
 - (2) 和歌浦漁港指定漁港施設において申請資格を有する者は、指定管理期間中、同施設を安全円滑に管理運営し、かつ、施設の設置目的をより効果的、効率的に達成することのできる団体とする。
 - (3) 複数の団体での共同（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合には、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
 - (4) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
 - (5) 指定管理者の募集に係る現地説明会（以下「現地説明会」という。）に参加していること。
なお、コンソーシアムによる申請の場合は、代表となる団体が現地説明会に参加していれば申請できるものとする。
- 6 欠格条項
次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については、無効とする。
なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムが行った申請についても無効とする。
 - (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次の各号に該当するものがある団体
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続を行っている団体
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団

及びこれらの利益となる活動を行う者

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県から入札の参加資格を取り消されている団体

7 和歌山県和歌山マリーナディングーマリーナ、同クルーザーマリーナ及び和歌浦漁港指定漁港施設指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）並びに現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成23年9月5日（月）から同月16日（金）までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分までの間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 配布場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁南別館8階
和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課 港湾管理班

(2) 現地説明会

ア 和歌山県和歌山マリーナ（ディングーマリーナ）

（ア）日時 平成23年9月26日（月）午後2時から午後4時まで

（イ）場所 和歌山市毛見1514番地
ディングーマリーナ 艇庫2階 会議室

（ウ）内容 募集要項の説明及び現地見学

（エ）留意事項

募集要項配布時に、配布した資料一式を持参すること。

荒天等により開催できない場合は、翌々日の9月28日（水）に開催する。

イ 和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）

（ア）日時 平成23年9月29日（木）午後2時から午後4時まで

（イ）場所 和歌山市毛見1530番地
クルーザーマリーナ クラブハウス2階 会議室

（ウ）内容 募集要項の説明及び現地見学

（エ）留意事項

募集要項配布時に、配布した資料一式を持参すること。

荒天等により開催できない場合は、翌日の9月30日（金）に開催する。

ウ 和歌浦漁港指定漁港施設

（ア）日時 平成23年9月28日（水）午後2時から午後4時まで

（イ）場所 和歌山市和歌浦南一丁目1496番地の5
有限会社ベイサイド和歌浦2階 会議室

（ウ）内容 募集要項の説明及び現地見学

（エ）留意事項

募集要項配布時に、配布した資料一式を持参すること。

荒天等により開催できない場合は、翌日の9月29日（木）に開催する。

(3) 現地説明会への参加手続

現地説明会への参加を希望する団体は、参加申出書を次により作成の上、提出すること。

ア 参加申出書の配布

（ア）配布期間 平成23年9月5日（月）から同月16日（金）までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分までの間（休日を除く。）

（イ）配布場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁南別館8階
和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課 港湾管理班

イ 参加申出書の提出方法

(ア) 提出期間 平成23年9月5日(月)から同月16日(金)までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分までの間(休日を除く。)

(イ) 提出場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁南別館8階
和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課 港湾管理班

(ウ) 提出方法 提出場所に持参すること

8 問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁南別館8階

和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課

電話番号 073-441-3020

FAX番号 073-433-4839